

一 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年^{金融庁}財務省告示第二号）
^{経済産業省}

改正案	現行
<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 株式会社エクスポージャー 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 金融機関のTier1資本の額に算入される資本調達手段と同様の仕組みの金融商品</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>九～七十七 (略)</p> <p>(普通株式等Tier1資本の額)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 第二条第一号の算式において、普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 次に掲げる額の合計額</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ト <u>退職給付に係る資産の額</u></p>	<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 株式会社エクスポージャー 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 金融機関のTier1資本の額又は<u>基本的項目</u>に算入される資本調達手段と同様の仕組みの金融商品</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>九～七十七 (略)</p> <p>(普通株式等Tier1資本の額)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 第二条第一号の算式において、普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 次に掲げる額の合計額</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ト <u>前私年金費用の額</u></p>

二七七 (略)

3・4 (略)

(調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 第五条第一項第四号、第六条第一項第五号及び前条第一項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第一項第四号に掲げる普通株式等T i e r 1資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等(特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。))のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準(金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第四十一条及び第百三十六条第二項第三号イにおいて同じ。)の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。)の少数株主持分相当普通株式等T i e r 1資本に係る基礎項目の額(特定連結子法人等の単体普通株式等T i e r 1資本に係る基礎項目の額(第十四条第一号の算式における普通株式等T i e r 1資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この号において同じ。))のうち当該特定連結子法人等の親法人等である商工組合中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に普通株式等T i e r 1資本に係る第三者持分割合(特定連結子法人等

二七七 (略)

3・4 (略)

(調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 第五条第一項第四号、第六条第一項第五号及び前条第一項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第一項第四号に掲げる普通株式等T i e r 1資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等(特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。))のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準(金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)を含む。)の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。)の少数株主持分相当普通株式等T i e r 1資本に係る基礎項目の額(特定連結子法人等の単体普通株式等T i e r 1資本に係る基礎項目の額(第十四条第一号の算式における普通株式等T i e r 1資本に係る基礎項目の額をいう、当該特定連結子法人等が商工組合中央金庫以外の場合にあっては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。))のうち当該特定連結子法人等の親法人等である商工組合中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に普通株式等T i e r 1資本に係る第

の少数株主持分相当普通株式等T i e r 1資本に係る基礎項目の額を単体普通株式等T i e r 1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。) を乗じて得た額以下の額とする。

イ 当該特定連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額に相当する額に七パーセントを乗じて得た額

ロ 第二条各号の算式の分母の額のうち当該特定連結子法人等に関連するものの額 (当該特定連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に相当する額に関連するものの額をいう。) に七パーセントを乗じて得た額

二 第六条第一項第五号に掲げるその他T i e r 1資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分相当T i e r 1資本に係る基礎項目の額 (連結子法人等の単体T i e r 1資本に係る基礎項目の額 (第十四条第一号の算式における普通株式等T i e r 1資本に係る基礎項目の額及び同条第二号の算式におけるその他T i e r 1資本に係る基礎項目の額 (第十八条第一項第四号に掲げる額を除く。)) の合計額に相当する額をいう。

以下この項において同じ。) のうち当該連結子法人等の親法人等である商工組合中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部分の額 (当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)

三者持分割合 (特定連結子法人等の少数株主持分相当普通株式等T i e r 1資本に係る基礎項目の額を単体普通株式等T i e r 1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。) を乗じて得た額以下の額とする。

イ 当該特定連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額 (当該特定連結子法人等が商工組合中央金庫以外の場合にあつては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。) に七パーセントを乗じて得た額

ロ 第二条各号の算式の分母の額のうち当該特定連結子法人等に関連するものの額 (当該特定連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に関連するものの額をいう。) に七パーセントを乗じて得た額

二 第六条第一項第五号に掲げるその他T i e r 1資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分相当T i e r 1資本に係る基礎項目の額 (連結子法人等の単体T i e r 1資本に係る基礎項目の額 (第十四条第一号の算式における普通株式等T i e r 1資本に係る基礎項目の額及び同条第二号の算式におけるその他T i e r 1資本に係る基礎項目の額 (第十八条第一項第四号に掲げる額を除く。)) の合計額をいい、当該連結子法人等が商工組合中央金庫以外の場合にあつては、これに相当する額とする。以下この項において同じ。) のうち当該連結子法人等

の親法人等である商工組合中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債とし

をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にTier1資本に係る第三者持分割合(連結子法人等の少数株主持分相当Tier1資本に係る基礎項目の額を単体Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう)を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号に掲げる額を控除した額とする。

イ 当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額に相当する額に八・五パーセントを乗じて得た額

ロ 第二条各号の算式の分母の額のうち当該連結子法人等に関するもの額(当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に相当する額に関連するもの額をいう。)に八・五パーセントを乗じて得た額

三 前条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目の額及び第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額(第十九条第一項第四号に掲げる額を除く。))の合計額に相当する額をいう。以下この号において同じ。))のうち当該連結子法人等の親法人等である商工組合中央金庫の連結貸借対照表

で計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にTier1資本に係る第三者持分割合(連結子法人等の少数株主持分相当Tier1資本に係る基礎項目の額を単体Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう)を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号に掲げる額を控除した額とする。

イ 当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額(当該連結子法人等が商工組合中央金庫以外の場合にあつては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。)に八・五パーセントを乗じて得た額

ロ 第二条各号の算式の分母の額のうち当該連結子法人等に関するもの額(当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に関連するもの額をいう。)に八・五パーセントを乗じて得た額

三 前条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目の額及び第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額(第十九条第一項第四号に掲げる額を除く。))の合計額をい、当該連結子法人等が商工組合中央金庫以外の場合にあつては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。))の

の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合においては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割合（連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下、第五条第一項第四号及び第六条第一項第五号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

イ 当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額に相当する額に十・五パーセントを乗じて得た額

ロ 第二条各号の算式の分母の額のうち当該連結子法人等に関連するものの額（当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に相当する額）に十・五パーセントを乗じて得た額

2～5 (略)

6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び前条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、商工組合中央金庫又は連結子法人等が金

うち当該連結子法人等の親法人等である商工組合中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合においては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割合（連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下、第五条第一項第四号及び第六条第一項第五号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

イ 当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額（当該連結子法人等が商工組合中央金庫以外の場合にあつては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。）に十・五パーセントを乗じて得た額

ロ 第二条各号の算式の分母の額のうち当該連結子法人等に関連するものの額（当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に相当するもの額）に十・五パーセントを乗じて得た額

2～5 (略)

6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び前条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、商工組合中央金庫又は連結子法人等が金

融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの）（みなし普通株式（普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。）を含む。以下この条において同じ。）、その他Tier1資本調達手段に相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するものをいひ、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条及び第十条第二項第一号へにおいて同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に商工組合中央金庫又は連結子法人等の普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合（商工組合中央金庫若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）にお

融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（普通株式（みなし普通株式（普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも該当しない資本調達手段（規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において第二条第三号の算式における総自己資本の額に相当するものを構成するものに限る。）をいう。）を含む。以下この条において同じ。）、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段をいう。）以下この条及び第十条第二項第一号へにおいて同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に商工組合中央金庫又は連結子法人等の普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合（商工組合中央金庫若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次号及び

ける当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。）のうち普通株式に相当するもの額とする。

二 第六条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するもの額とする。

三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するもの額とする。

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（商工組合中央金庫及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の対象資本調達手段を商工組合中央金庫又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて商工組合中央金庫又は連結子法人等が実質的に保有している場合）に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段の額の合計額（以下この項

第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。）のうち普通株式に該当するもの額とする。

二 第六条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に該当するもの額とする。

三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するもの額とする。

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（商工組合中央金庫及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の対象資本調達手段を商工組合中央金庫又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて商工組合中央金庫又は連結子法人等が実質的に保有している場合）に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段の額の合計額（以下この項

<p>において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。) から少数出資に係る十パーセント基準額 (同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。) を控除した額 (当該額が零を下回る場合には、零とする。) をいう。次号及び第三号において同じ。) に少数出資に係る普通株式保有割合 (少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。) を乗じて得た額とする。</p> <p>二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他 T i e r 1 資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他 T i e r 1 資本保有割合 (少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他 T i e r 1 資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。) を乗じて得た額とする。</p> <p>三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等の T i e r 2 資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係る T i e r 2 資本保有割合 (少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち T i e r 2 資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。) を乗じて得た額とする。</p> <p>8 第六条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。</p>	<p>において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。) から少数出資に係る十パーセント基準額 (同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。) を控除した額 (当該額が零を下回る場合には、零とする。) をいう。次号及び第三号において同じ。) に少数出資に係る普通株式保有割合 (少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。) を乗じて得た額とする。</p> <p>二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他 T i e r 1 資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他 T i e r 1 資本保有割合 (少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他 T i e r 1 資本調達手段に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。) を乗じて得た額とする。</p> <p>三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等の T i e r 2 資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係る T i e r 2 資本保有割合 (少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち T i e r 2 資本調達手段に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。) を乗じて得た額とする。</p> <p>8 第六条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。</p>
--	--

一 第六条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、その他金融機関等（次に掲げる者を含む。）の対象資本調達手段を商工組合中央金庫又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて商工組合中央金庫又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。）のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額とする。

イ～ニ（略）

二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

9 第五条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二 モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額か

一 第六条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、その他金融機関等（次に掲げる者又はこれに準ずる外国の者をいう。）の対象資本調達手段を商工組合中央金庫又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて商工組合中央金庫又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。）のうちその他Tier 1資本調達手段に該当するものの額とする。

イ～ニ（略）

二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に該当するものの額とする。

9 第五条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの

<p>ら特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）</p> <p>三 （略）</p> <p>10 第五条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するもの、<u>モーゲージ・サービシング・ライツ</u>に係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額</p> <p>二 特定項目に係る調整対象額に、<u>モーゲージ・サービシング・ライツ</u>に係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除し</p>	<p>に限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）</p> <p>三 （略）</p> <p>10 第五条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するもの、<u>無形固定資産</u>（<u>モーゲージ・サービシング・ライツ</u>に係るものに限る。次号において同じ。）及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額</p> <p>二 特定項目に係る調整対象額に、<u>無形固定資産</u>の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対</p>
---	---

た額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額	象額で除して得た割合を乗じて得た額
三 (略)	三 (略)
11・12 (略)	11・12 (略)
<p>13 第九項第三号及び<u>第十項各号</u>並びに第五条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額(同条第四項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。)があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>13 第九項第三号及び<u>第十項第三号</u>並びに第五条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額(同条第四項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。)があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。</p> <p>一・二 (略)</p>
14 (略)	14 (略)
(信用リスク・アセットの額の合計額)	(信用リスク・アセットの額の合計額)
第十条 (略)	第十条 (略)
<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。</p> <p>一 第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの</p> <p>イ～ホ (略)</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。</p> <p>一 第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの</p> <p>イ～ホ (略)</p>
<p>へ 自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産(のれん相当差額を含む。)、繰延税金資産及び<u>退職給付</u>に係る</p>	<p>へ 自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産(のれん相当差額を含む。)、繰延税金資産及び<u>前払年金費用</u>の</p>

<p>資産のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分</p> <p>ト (略)</p> <p>二 特定取引勘定を設けた場合において第二条各号の算式にワーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるものと並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等(規則第十八条第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。)に係る資産(証券化取引を目的として保有している資産及び第二百五十三条の三第一項又は第二百五十三条の四第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。)</p> <p>三 特定取引勘定を設けていない場合において第二条各号の算式にワーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるものと並びに商工組合中央金庫及び連結子法人等における特定取引等に係る資産</p> <p>3 (略)</p> <p>(調整項目の額の算出方法)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第十七条第二項第三号、第十八条第二項第二号及び前条第二項第</p>	<p>うち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分</p> <p>ト (略)</p> <p>二 特定取引勘定を設けた場合において第二条各号の算式にワーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号イからトまでに定めるものと並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等(規則第十八条第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。)に係る資産(証券化取引を目的として保有している資産及び第二百五十三条の三第一項又は第二百五十三条の四第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。)</p> <p>三 特定取引勘定を設けていない場合において第二条各号の算式にワーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号イからトまでに定めるものと並びに商工組合中央金庫及び連結子法人等における特定取引等に係る資産</p> <p>3 (略)</p> <p>(調整項目の額の算出方法)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第十七条第二項第三号、第十八条第二項第二号及び前条第二項第</p>
--	---

二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十七条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、商工組合中央金庫が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）（以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。）の算出に当たり連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの（みなし普通株式（普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。）を含む。以下この条において同じ。）、その他Tier1資本調達手段に相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において単体自己資本比率の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条及び次条第二項第一号へにおいて同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に商工組合中央金庫の普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場

二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十七条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、商工組合中央金庫が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）（以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。）の算出に当たり連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（普通株式（みなし普通株式（普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも該当しない資本調達手段（規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において第十四条第三号の算式における総自己資本の額に相当するものを構成するものに限る。）をいう。）を含む。以下この条において同じ。）、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段をいう。以下この条及び次条第二項第一号へにおいて同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に商工組合中央金庫の普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合（商工組合中央金庫又は他の金融機関等が他の法人

合（商工組合中央金庫又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。）のうち普通株式に相当するものの額とする。

二 第十八条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額とする。

三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

4 第十七条第二項第四号、第十八条第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十七条第二項第四号に掲げる少数出資金金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金金融機関等（商工組合中央金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の対象資本調達手段を商工組合中央金庫が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて商工組合中央金庫が実質的に保有している場合に相当すると認

等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。）のうち普通株式に該当するものの額とする。

二 第十八条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に該当するものの額とする。

三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。

4 第十七条第二項第四号、第十八条第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十七条第二項第四号に掲げる少数出資金金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金金融機関等（商工組合中央金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の対象資本調達手段を商工組合中央金庫が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて商工組合中央金庫が実質的に保有している場合に相当すると認

められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。)における当該対象資本調達手段の額の合計額(以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。)

) から少数出資に係る十パーセント基準額(同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。)

を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に少数出資に係る普通株式保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

二 第十八条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他T i e r 1 資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他T i e r 1 資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他T i e r 1 資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のT i e r 2 資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るT i e r 2 資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちT i e r 2 資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。)における当該対象資本調達手段の額の合計額(以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。)

) から少数出資に係る十パーセント基準額(同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。)

を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に少数出資に係る普通株式保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

二 第十八条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他T i e r 1 資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他T i e r 1 資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他T i e r 1 資本調達手段に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のT i e r 2 資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るT i e r 2 資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちT i e r 2 資本調達手段に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

<p>5 第十八条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。</p> <p>一 第十八条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、その他金融機関等（商工組合中央金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等をいう。）の対象資本調達手段を商工組合中央金庫が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて商工組合中央金庫が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。）のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額とする。</p> <p>二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に<u>相当するもの</u>の額とする。</p> <p>6 第十七条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第十七条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（</p>	<p>5 第十八条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。</p> <p>一 第十八条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、その他金融機関等（商工組合中央金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等をいう。）の対象資本調達手段を商工組合中央金庫が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて商工組合中央金庫が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。）のうちその他Tier 1資本調達手段に<u>該当するもの</u>の額とする。</p> <p>二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に<u>該当するもの</u>の額とする。</p> <p>6 第十七条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第十七条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（</p>
---	--

当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二 モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 (略)

7 第十七条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第十七条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 (略)

7 第十七条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するもの、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。次号において同じ。）及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第十七条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

<p>二 特定項目に係る調整対象額に、<u>モーゲージ・サービシング・ライツ</u>に係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額</p> <p>三 (略)</p> <p>8・9 (略)</p> <p>10 第六項第三号及び第七項各号並びに第十七条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第四項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>(信用リスク・アセットの額の合計額)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定取引勘定を設けた場合において第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるも</p>	<p>二 特定項目に係る調整対象額に、<u>無形固定資産</u>の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額</p> <p>三 (略)</p> <p>8・9 (略)</p> <p>10 第六項第三号及び第七項第三号並びに第十七条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第四項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>(信用リスク・アセットの額の合計額)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定取引勘定を設けた場合において第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号イからトま</p>
---	---

<p>の及び特定取引勘定の資産</p> <p>三 特定取引勘定を設けていない場合において第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの及び商工組合中央金庫における特定取引等に係る資産</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(マーケット・リスク相当額の合計額)</p> <p>第二十二条 第十四条各号の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第七章に定めるところにより算出するもの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。</p> <p>一 特定取引勘定を設けた場合 特定取引勘定の資産及び負債並びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は</p>	<p>でに定めるもの及び特定取引勘定の資産</p> <p>三 特定取引勘定を設けていない場合において第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号<u>上</u>から<u>上</u>までに定めるもの及び商工組合中央金庫における特定取引等に係る資産</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(マーケット・リスク相当額の合計額)</p> <p>第二十二条 第十四条各号の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第七章に定めるところにより算出するもの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。</p> <p>一 特定取引勘定を設けた場合 特定取引勘定の資産及び負債並びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は</p>
--	--

財産 （第十七条第二項第二号から第六号まで、第十八条第二項第

一号から第四号まで又は第十九条第二項各号に掲げる額に該当す
る部分を除く。）

- 二 特定取引勘定を設けていない場合 商工組合中央金庫における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産 （第十七条第二項第二号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで又は第十九条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。）

（標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫における信用リスク・アセットの額の合計額）

第二十五条 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第五節においてリスク・ウエイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

- 一 次節に定めるリスク・ウエイトを資産の額又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第六十条及び第二百二十九条から第二百三十五条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額
- 二 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額

財産

- 二 特定取引勘定を設けていない場合 商工組合中央金庫における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産

（標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫における信用リスク・アセットの額の合計額）

第二十五条 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第五節においてリスク・ウエイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

- 一 第二節に定めるリスク・ウエイトを資産の額又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第六十条及び第二百二十九条から第二百三十五条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額
- 二 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額

を八パーセントで除して得た額

- 三 (略)
- 2 (略)

(第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー)

第四十一条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウエイトは、その第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

第百三十三条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

- 一・二 (略)
- 三 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額
- 四 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額)
第百三十四条 (略)
2・3 (略)

- 三 (略)
- 2 (略)

(第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー)

第四十一条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウエイトは、その第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準(金融商品取引業等に関する内閣府令を含む。)の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

第百三十三条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

- 一・二 (略)
- 三 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額
- 四 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額)
第百三十四条 (略)
2・3 (略)

<p>4 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、ボラテイリテイの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権のPDの推計について第百九十六条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫が付与する格付（以下「内部格付」という。）を次の表に掲げる五のリスク・ウエイトに対応したスロツテイング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EADをいう。）に当該リスク・ウエイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、第一条第四十四号ロただし書の定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて五十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセントのリスク・ウエイトを適用することができる。</p> <p>（表略）</p> <p>5 (略)</p> <p>6 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、ボラテイリテイの高い事業用不動産向け貸付けのPDの推計について第百九十六条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を次の表に掲げる五のリスク・ウエイトに対応したスロツテイング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EADをいう。）に当該リスク・ウエイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の表において優又は</p>	<p>4 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、ボラテイリテイの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権のPDの推計について第百九十六条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫が付与する格付（以下「内部格付」という。）を次の表に掲げる五のリスク・ウエイトに対応したスロツテイング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EAD）に当該リスク・ウエイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、第一条第四十四号ロただし書の定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて五十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセントのリスク・ウエイトを適用することができる。</p> <p>（表略）</p> <p>5 (略)</p> <p>6 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、ボラテイリテイの高い事業用不動産向け貸付けのPDの推計について第百九十六条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を次の表に掲げる五のリスク・ウエイトに対応したスロツテイング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EAD）にリスク・ウエイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の表において優又は良に割り当て</p>
--	--

良に割り当てられるエクスポートの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポートについて七十パーセント、良に割り当てられるエクスポートについて九十五パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(表略)

7 第一百七十七条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、同条中「標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫」と、第一項及び第四項において準用する場合に「リスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「所要自己資本率を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEAD及び千二百五十パーセントを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、信用リスク・アセットの額及び期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額が、当該クレジット・デリバティブのEADに千二百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を信用リスク・アセットの額から控除することができる」と読み替えるものとする。

8 (略)

られるエクスポートの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポートについて七十パーセント、良に割り当てられるエクスポートについて九十五パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(表略)

7 第一百七十七条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、「標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫」と、第一項及び第三項において準用する場合に「リスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「所要自己資本率を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEAD及び千二百五十パーセントを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、信用リスク・アセットの額及び期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額が、当該クレジット・デリバティブのEADに千二百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を信用リスク・アセットの額から控除することができる」と読み替えるものとする。

8 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第三百三十六条 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第四十条若しくは第四十一条に掲げる主体又は保険会社若しくは外国保険業者(保険業法第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。)のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次に掲げる条件の全てを満たすこと。

イ パーセル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上であること。

ロ・ハ (略)

四～九 (略)

3・4 (略)

(その他資産等の取扱い)

第三百六十一条 (略)

2 第三百三十四条から前条まで及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポートジャーの額(EADをいう。)に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第三百三十六条 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第四十条若しくは第四十一条に掲げる主体又は保険会社若しくは外国保険業者(保険業法第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。)のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次に掲げる条件の全てを満たすこと。

イ パーセル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準(金融商品取引業等に関する内閣府令を含む。)の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上であること。

ロ・ハ (略)

四～九 (略)

3・4 (略)

(その他資産等の取扱い)

第三百六十一条 (略)

2 第三百三十四条から前条まで及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポートジャーの額(EADをいう。)に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(重要な出資のエクスポージャー)

第六十一条の二 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあつては、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EADをいう。) に千二百五十パーセントのリスク・ウエイトを乗じた額とする。

2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウエイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EADをいう。) に千二百五十パーセントのリスク・ウエイトを乗じた額とする。

(特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)

第六十一条の三 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあつては、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクス

(重要な出資のエクスポージャー)

第六十一条の二 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあつては、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EAD) に千二百五十パーセントを乗じた額とする。

2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウエイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EAD) に千二百五十パーセントを乗じた額とする。

(特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)

第六十一条の三 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあつては、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクス

<p>ポージャーの額 (<u>EAD</u>をいう。) に二百五十パーセントのリスク・ウエイトを乗じた額とする。</p> <p>(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)</p> <p>第二百五十三条の三 標準的リスク測定方式を用いて算出するCVAリスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額 (K) とする。</p> <p>(算式略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)</p> <p>第二百五十三条の四 先進的リスク測定方式を用いて算出するCVAリスク相当額は、第二百五十五条の承認を受けて用いる内部モデルに基づき算出した次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>ポージャーの額 (<u>EAD</u>) に二百五十パーセントのリスク・ウエイトを乗じた額とする。</p> <p>(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)</p> <p>第二百五十三条の三 標準的リスク測定方式を用いて算出するCVAリスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額 (K) に<u>十二・五を乗じて得た額</u>とする。</p> <p>(算式略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)</p> <p>第二百五十三条の四 先進的リスク測定方式を用いて算出するCVAリスク相当額は、第二百五十五条の承認を受けて用いる内部モデルに基づき算出した次に掲げる額の合計額に<u>十二・五を乗じて得た額</u>とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2～7 (略)</p>
--	--

二 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年^{金融}財務省^省告示第三号）
経済産業省

改正案	現行
<p>附 則</p> <p><u>（適用日前における経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の承認に係る経過措置）</u></p> <p>第九条 新告示第八条第十二項又は第二十条第九項に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の承認については、<u>適用日前において行うことができる。この場合において、その承認の効力は、適用日から生ずるものとする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>（新設）</p>

（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十六年三月三十一日から適用する。ただし、国際統一基準（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第二条に規定する国際統一基準をいう。）に係る規定は、平成二十五年三月三十一日から適用する。